

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>県内外からの初期臨床研修医確保ための方策の検討、募集定員の調整等を行う「岐阜県臨床研修病院協議会」の設置・開催、県内臨床研修病院合同説明会の実施及び県内の臨床研修病院による民間主催の臨床研修病院合同説明会への参加などの支援を実施する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業は、開設者や経営形態も異なる県内の臨床研修病院を取りまとめる必要があり、日頃から各臨床研修病院に対する調整能力を有している必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>一般社団法人岐阜県病院協会は、県内の病院で構成された組織であり、事業内容として、病院の管理運営の調査及び研究や医療従事者の養成及び研修、医療制度、社会保険、社会保障その他の病院関係諸法規の調査研究等を行っており、それらの活動を通じて社会福祉の増進に寄与することを目的とする組織である。</p> <p>そのため、医師臨床研修制度を含めた医療を取り巻く環境や制度全般に精通しており、また、日頃から県内病院間の連絡調整、取りまとめ等を実施しているため、臨床研修病院間の連絡調整もスムーズに行うことができ、これらに対する統率能力を有しているといえる。</p> <p>このノウハウを最大限に活用することで、当協会のもと、「岐阜県臨床研修病院協議会の開催」、「岐阜県臨床研修病院合同説明会の実施」及び「民間主催の臨床研修病院合同説明会への参加支援」を初期臨床研修医の県内就業を目的とした一連の事業として一体的に実施していくことができ、事業間の大きな相乗効果が期待できる。</p> <p>上記の理由より、当該事業を適正に実施できる者は、「一般社団法人岐阜県病院協会」しかいない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。